

広島県告示第1085号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年12月12日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区東新橋一丁目9番2号 テクノUMG株式会社 代表取締役 山脇 一公
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市御幸町20番1号 テクノUMG株式会社 大竹事業所

2 申請の内容

排水口1基を設置し、排水口1基の排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

変更なし

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1)新設

排水口名	項	目	通常	最大
中央	水素イオン濃度（水素指数）		6.0～9.0	6.0～9.0
	化学的酸素要求量		15	20

排水口	浮遊物質量	(単位： mg/L)	8	20
	窒素含有量		14	20
	磷含有量		3	4
	排出される汚水等の1日あたりの量 (単位：m <sup>3</sup> )		27	70

(その2)変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
処理第1排水口	化学的酸素要求量 (単位： mg/L)	6	19	6	17

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月6日（月）まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課